

障がい者の権利に関する条例制定自治体一覧

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
自治体名	千葉県	北海道	岩手県	埼玉県 さいたま市	熊本県	東京都 八王子市	長崎県	大分県 別府市	沖縄県	京都府
条例名	障害のある人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例	障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例	誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例	別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例	沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例
成立日	平成18年10月11日	平成21年3月27日	平成22年12月14日	平成23年3月4日	平成23年7月1日	平成23年12月15日	平成25年5月31日	平成25年9月20日	平成25年10月11日	平成26年3月11日
施行日	平成19年7月1日	平成21年3月31日	平成23年7月1日	平成23年4月1日	平成24年4月1日	平成24年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成27年4月1日
概要	県民共通の目標として解消すべき差別を具体的に定め、相談解決や誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する体制を通じて、県民全体の福祉の増進を図ることについて定められている。	障がい者の虐待、差別及び不利益扱いの禁止や、障がい者の暮らしやすい地域づくりの推進について定められている。	障がい者の虐待、不利益扱いを解消し、障がいのある人となし人間として認めあひ、権利を守りあうことにより、安心して生活をおくることのできる地域社会をつくることをめざして定められている。	障がいのあるなしに関係なく、すべての市民がかけがえのない人間として認めあひ、権利を守りあうことにより、安心して生活をおくることのできる地域社会をつくることをめざして定められている。	不利益扱いの禁止、社会的障壁の除去のための合理的な配慮を通じて、県民が障がいの有無に関わらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現について定められている。	障がい者に対する市民および事業者の理解を深め、障がい者の差別をなくすための取組を推進するため、市町村レベルでは日本初となる独自の条例を制定しました。市、市民および事業者それぞれの責務を明らかにし、障がいの有無を問わず、地域社会で共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指して定められている。	障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人に対する差別をなくすことを通じて、共生社会を実現することにより、もって平和な社会を作り上げることについて定められている。	障がいを理解し、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も安心して安全に暮らすことのできる共生社会の実現について定められている。	障がいのある人に対する差別を解消するための支援等を総合的かつ計画的に推進し、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく社会の対等な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現について定められている。	不利益扱いの禁止、社会的障壁の除去のための合理的な配慮を通じて、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現について定められている。

	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
自治体名	茨城県	鹿児島県	富山県	奈良県	東京都 国立市	新潟県 新潟市	愛知県	徳島県	宮城県 仙台市	大分県
条例名	障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島県づくり条例	障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例	奈良県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例	国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例	新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	愛知県障害者差別解消推進条例	障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例	仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例
成立日	平成26年3月20日	平成26年3月26日	平成26年12月12日	平成27年3月25日	平成27年9月17日	平成27年9月28日	平成27年12月18日	平成27年12月25日	平成28年3月14日	平成28年3月25日
施行日	平成27年4月1日	平成26年10月1日	平成28年4月1日	平成27年10月1日	平成28年4月1日	平成28年4月1日	平成27年12月22日	平成28年4月1日	平成28年4月1日	平成28年4月1日
概要	障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいのある人の権利を擁護し福祉の増進を図ることにより、障がいの有無に関わらず個人の尊厳等が尊重され、地域を構成する一員として共に幸せに暮らすことのできる社会の実現について定められている。	障がいを理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らせる共生社会の実現について定められている。	障がいを理由とするいかなる差別もなくし、すべての障がいのある人の人権が尊重され、県民皆が共にいきいきと輝くことのできる社会の実現について定められている。	障がいのある人もない人もともに安心して幸せに暮らすことのできる社会の実現を目指して定められている。	障がいのある人もない人も共に出会い、育み合える差別のないまちであり続けるために、全ての市民が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重視され、相互に人格と個性を尊重し合い、誰もがあたりまえに安心して安全に暮らせるまちを目指して定められている。	障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めることにより、障がいのある人の人格や人権が尊重され、社会的障壁のない共に生きる社会の実現を目指して定められている。	差別の解消推進への気運を高め、県民一体となって、障がいを理由とする差別の解消の推進を図ることを目的として定められている。	障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指すために定められている。	障がいを理由とする差別を解消し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重しあう共生社会の実現のために定められている。	障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して定められている。

※成立日及び施行日は、障害保健福祉研究情報システムの国内外の障害者差別禁止法・条例を参照。概要については、徳島県障がい者権利擁護のための検討委員会資料及び各自治体ホームページより引用。